



社会保険労務士・行政書士

三浦法務事務所便り

ご連絡先: 〒444 - 0224

愛知県岡崎市中島中町4丁目3 - 17

電話 : 0564-43-3216 FAX : 0564-43-1439

URL : <http://office-miura.jp>

e - mail : office-miura@office-miura.jp

8 月 1 日から基本手当日額等が変更

平均給与額の低下により、日額等も低下
雇用保険の給付額を算定するための基礎となる賃金日額の範囲等が、8 月 1 日から変更されます。この賃金日額の範囲等については、毎月勤労統計の平均定期給与額の上昇または低下した比率に応じ、毎年自動的に変更されています。平成 20 年度の平均給与額が平成 19 年度と比べて約 0.6%低下したために、以下の 3 点が変わります。

1. 基本手当日額の最高額および最低額 (最高額)

60 歳以上 65 歳未満	6,741 円	6,700 円
45 歳以上 60 歳未満	7,730 円	7,685 円
30 歳以上 45 歳未満	7,030 円	6,990 円
30 歳未満	6,330 円	6,290 円
(最低額)	1,648 円	1,640 円

2. 失業期間中に自己の労働による収入がある場合

正指導を行いました。

合に、基本手当の減額の算定に係る控除額

1,334 円 1,326 円

3. 高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額

337,343 円 335,316 円

派遣労働者の雇用と労災をめぐる問題

相次ぐ労働局による是正指導

このところ、派遣労働者の雇用に関して、労働局による是正指導が相次いで行われています。

東京労働局は、今年 5 月に日産自動車(東京都)に対し、派遣社員の雇用の安定を図るようには是正指導を行いました。これは、同社に勤務している派遣社員 2 人(いずれも 20 代女性)が、直接雇用を申し立てていたことを受けたものです。

また、広島労働局は、マツダ(広島県)に対して是正指導を行っていましたが、同様に、同社の自動車の委託生産を行っている取引先のプレス工業(川崎市)に対しても是正指導を行いました。これは、昨年末に雇止めされた元派遣社員の男性による「同社は派遣社員の短期雇用と再派遣を行っていた」との申告を受けたものです。

さらに、兵庫労働局は、三菱電機の子会社である三菱電機エンジニアリング姫路事業所(兵庫県)と同県の派遣会社に対し、実態は「派遣」であるにもかかわらず「出向」と装って派遣労働者を働かせていたとして、職業安定法に基づ

増加する派遣労働者の労災事故

厚生労働省の調査によれば、2008 年に労災事故で死傷した派遣労働者は 5,631 人だったそうです。2 年連続で 5,000 人を超え、製造業への派遣が解禁された 2004 年と比較す

ると 8.4 倍になっています。しかも、労災事故を報告しない「労災隠し」が横行しているとの疑いもあり、上記の数は「氷山の一角ではないか」との声もあがっています。

このような状況を受け、厚生労働省では、派遣先事業場で発生した労災事故について、派遣先への求償権の行使を徹底することを目的として、過失割合の判断基準を作成する方針を明らかにしました。過去の損害賠償請求に関する裁判例などを参考にして、今年の 10 月頃までにガイドラインをまとめる意向のようです。

企業に求められるコンプライアンス

派遣労働者をめぐっては、偽装請負、偽装派遣、偽装出向などが一時期話題となり、新聞等でも大きく報道され、多くの企業が派遣労働者の雇用改善に取り組みました。

現在は「100 年に一度の大不況」と言われる状況で、多くの企業が経営に行き詰まっています。しかし、そのような状況下であっても、「コンプライアンス遵守」の精神を忘れてはいけません。法律に則った派遣労働者の雇用、労災事故への対応等が企業には求められます。

自転車による違反の検挙・送検数が急増

増える危険自転車

自転車の運転者が信号無視などの交通違反で検挙される事例が急増していることが、警察庁のまとめでわかりました。

2008 年に都道府県警が自転車の運転者を道路交通法違反容疑で検挙・送検したのは 1,211 件で、前年比で 49%も増えました。このうち罰金など刑事処分の対象となる交通切符（赤切符）を適用したのが 903 件、残りは事故を起こすなどして送検した事例です。検挙・送検の内訳では、信号無視が 262 件（対前年比 27%増）、遮断機が鳴る踏切への立入りは 246 件（同 420%増）となっています。違反者には、注意を喚起する「指導警告票」を渡すのが基本ですが、危険・悪質なケースは赤切符を含めた送検の対象としています。

自転車にも道交法が適用される

こうした背景には、自転車が道路交通法上の「車両」の一種（軽車両）であるという認識が不足していることが考えられます。

自転車も自動車と同様に、「飲酒運転の禁止」「二人乗りの禁止」「並進の禁止」「夜間のライト点灯」「信号を守る」などの安全ルールが法律で定められており、違反をすれば懲役や罰金等の罰則の適用も、もちろんあります。また、今年 7 月 1 日からは、傘を差しながら、携帯電話を使用しながらの運転も禁止されています。

「自転車なので大きな事故にはならない」と考えている人も多いようですが、仮に相手を死傷させた場合には、刑事上の責任以外にも被害者に対する損害賠償という民事上の責任も負わなければなりません。現に数千万円という賠償金を支払った例も見受けられます。

手軽な乗り物として、通勤などに自転車を利用されている方は、正しいルールを知ったうえで安全に運転をしてもらいたいものです。

8 月の税務と労務の手続

[提出先・納付先]

10 日

源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

[郵便局または銀行]

雇用保険被保険者資格取得届の提出

< 前月以降に採用した労働者がいる場合 >

[公共職業安定所]

労働保険一括有期事業開始届の提出

< 前月以降に一括有期事業を開始している場合 > [労働基準監督署]

31 日

個人事業税の納付 < 第 1 期分 >

[郵便局または銀行]

労働保険料の納付 < 延納第 2 期分 >

[郵便局または銀行]

健保・厚年保険料の納付

[郵便局または銀行]

日雇健保印紙保険料受払報告書の提出

[社会保険事務所]

労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]